

手工業者は或は小集團を爲し或は大集團となり聯邦全土に散在して居る。其の數約百八十七萬一千人と稱せられる。其生産高は年五億乃至六億留で國有工業生産高の約三分の一と言はれる。一九二一年七月七日の布告に依ると手工業組合の構成は左の如くである。

最下層にあるものは、手工業組合と相互組合である。即ち生産、倉庫、原料、労働及び其れ等が互に錯雜した組合、それから農業組合にして手工業的なるもの、信用組合にして手工業的のもの等此である。

第二層は手工業組合の地方的同盟で最上層に位し全體の統一に任するものは全露手工業組合中央同盟である。手工業組合の中央機關「フセコプロムサユーズ」の取引内容は一九二三年當初に於て左の通りである（單位金留）

一、織維製品	一、八七八、九六九 (四三、九%)	一、二五六、八四二 (三一、〇%)
二、皮革製品	一、三〇三、三一一 (三〇、四%)	八三八、六八九 (一一、三%)
三、木製品	四七〇、一六四 (一一、〇%)	九三四、八四四 (一三、八%)
四、金屬製品	三七〇、三九二 (八、六%)	二七四、四二八 (七、〇%)
五、雜製品	二五九、一〇三 (六、一%)	六一四、〇六六 (一五、九%)
總計	四、一八一、九三九 (一〇〇%)	三、九一八、八六九 (一〇〇%)

### 参考書

一、A. B. Карас.-"Советское промышленное право".

二、勞農露國調查 露國の工業組合

三、"Систематическое собрание действующих законов СССР" Изд. С. Н. К. СССР

四、"Законодательство о промышленности, торговле, труде и транспорте" Часть I. Изд. В. С. Н. Х.

五、第十一七編 労農露國調查 露國に於ける私營事業及私有財產權

六、滿鐵哈爾賓事務所 調査課譯 露西亞社會主義聯邦ソヴェート共和國民法

七、"Промышленная Россия". Изд. Газета "Экономическая жизнь".

八、"Промышленность, торговля и кооперация". Изд. Газета "Экономическая жизнь".

## 第四節 商業

### 第一款 内國商業の三態様

交易に代つて、國家生産及給與制度を原則とする需要關係に、私有資本の存在を許すに至つたのは一九二一年三月二十一日の「現物稅」採用令に基くが、其の後此の法律を擴張するため一九二一年三月二十八日に人民委員會より「徵發終了諸縣下農產物賣買自由令」が公布せられ、尙ほ最後に此等の法律を一層完成するため五月二十四日附人民委員會より「交易令」が公布せらるゝに至つて、商取引自由の精神は確立したが、二十一年十月二十七日附人民委員會の「國家給與離脫企業生產物自由處分令」が公布さるゝや、國家機關及協同組合等は取引上大なる自由を獲得する事となつた。斯くて商業上の主體としては、國營商業、協同組合經營商業及私營商業を數々に至つたのである。以下述ぶる所は右三種商業の事であるが、既に新經濟政策の部に於て述べた所と若干重複した點がある。

現在商企業と云ふは、左記種類の事項を其の業務の内容とするものを指して居る。

一、商品及有價證券の取得

二、銀行及兩替業

三、陸海空運に依る貨客取扱業

四、代理店、荷送主、貨物倉庫主の行ふ契約

五、商業代理人及取引所仲買人の契約

六、出版契約

七、旅館、湯屋、興業物の經營及維持

八、動力を有し労働者五人以上を擁するか又は動力なく労働者を擁する工業商取引に於ける法人とは「ゴストルグ」「ツラスト」「シンヂケート」及會社である。此等諸機關の商取引に就て何等かの紹介を爲さねばならないが、適當の資料入手し得ないので遺憾乍ら省略する。

内國商業は此を經營主體より見る時、國營協同組合經營及私營の三種に分ち得る。然して商業を免許の類別よりして第一類乃至第三類に分ち、更に此を五級に分つて居る。即ち第一類とは行商及小賣を指し、一級及二級に分ち、第二類とは小賣を指し、第三級となし第三類とは卸小賣及卸賣を指し、第四級及第五級として居る。

一九二三年度後半期に於ける各類別の商業機関數を擧ぐれば左の通りである。

	第一類	第二類	第三類	合計	國營		協同組合經營		私營		總體
					機關數	類總體に對する%	機關數	類總體に對する%	機關數	類總體に對する%	
	六、七三四	二、五	一一、四二七	一、三、〇三九	一二、四二七	四、七	三四八、三七六	九九、〇六七	九二、八	二六七、五三七	
	九、六二二	四、九	八八、三六八	二九、三九五	八八、三六八	四、八	九九、〇六七	五〇、三	一九七、〇五七	三二、九	
	一三、〇三九	三四、八	一二、一〇〇	一一二、八九五	一二、一〇〇	三二、三	一二、三七五	三二、九	三七、五一四	五〇二、一〇八	
					三五九、八一八	一	三五九、八一八	一	五〇二、一〇八	五〇二、一〇八	

國營、協同組合經營及私營各商業の取引高は左の通りである。（単位百萬留）

國家機關	一九二二年度		一九二三年度		増減率
	取引高	%	取引高	%	
國營	一、〇七〇	三〇%	一、九六〇	一、九六〇	
協同組合	四〇〇	一一、二%	一、三七〇	二、二〇〇	
個人商業	二、一〇〇	五八、八%	二、二〇〇	三九、八%	
總高	三、五七〇	一〇〇%	五、五三〇	(一)(五)(十)	

(日露協會、ソウエートロシヤに於ける産業組合、四十九頁)

取引高の小賣及卸賣別に就ては内國商業人民委員部の調査に依れば一九二三年度聯邦全商取引高五十五億三千萬留

(一九二二年度三十五億七千萬留)中三十九%の三十二億六千三百萬留が卸賣で、四十一%の二十二億六千七百萬留が小賣の取引高だと云ふ。卸賣、卸小賣及小賣各部に於ける國營、協同組合經營及私營商業の勢力を見るに左の通りである。

#### 一九二二三年度三機關取引割合 (%)

	卸賣	卸小賣	小賣	全體
國營商業	七七、三	三八、九	六、六	二六、〇
協同組合商業	八、二	一〇、七	一〇、〇	一〇、〇
私營商業	一四、五	五〇、四	八三、四	六四、〇
計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

(日露協會ソウエートロシャの勞働貨銀制度(三三頁))

**國營商業** 國營商業は最高國民經濟院各人民委員部等の國家機關が自己並に隸下機關の需要する物資を購入分配し及び販賣するもの及び「ツラスト」及び「シンヂケート」等の國營工業機關が生産上商取引を行ふもの等を指す。國營商業は國家生産及給與制度の廢止に依り工業各部門に獨立會計を布いた時から出現したもので、主として大規模商業に從事するものである。一九二三年一月一日附人民委員會令には國家機關及國營企業經營の商業調節を目的として

一、國家生産及商業機關並に企業は自己の生產品又は自己に關する定款及規程の定むる所に從ひ其の營業範圍に含まるゝ取引品のみに限り商業を營み

二、國家生産及商業機關並に企業は生産必需品又は自己に關する定款及規程の定むる所に從ひ其の營業範圍に含まるゝ取引品のみを取得し得る事を規定して居る。

**私營商業** 適法なる私營商業の存在は新經濟政策以後の事に屬する。國家は私營商業の存在を國內經濟事情の上から不可避のものと認めては居るが同時に可及的此を一般經濟のため利用し、其の膨脹を抑壓して居る。私營商業の法律的根據は一九二二年五月の私有財產權に關する法律及民法であるが、一九二一年七月十九日附人民委員會令は商業開設及經營手續規則を規定せる最初のものである。此に依れば總ての市民は農產物、其の加工品及手工業並に工場製作品を一定條件の下に公然賣買し得る事となつたのである。商業を開設せんと欲する市民は當該營業所々在地の地方警察署に於て營業免許を受くる爲め登記せねばならない。

**協同組合商業—消費組合** 戰時共產主義時代の消費組合は單に食糧人民委員部の一分配機關に過ぎず本來の職能を發揮し得なかつた。然るに新經濟政策の實施と共に消費組合にも改革が行はるゝに至つた。即ち一九二一年四月七日の布告に依り、消費組合は獨立事業に從事し得る事となつたのである。換言すれば組合は獨立して仕入を爲し、之を組合員に組合式販賣方法を以て販賣し得る事となつたのである。尙ほ此布告及二一年十月二十六日並に二二年十月十七日の布告は戰時共產主義時代國家が沒收せる組合の舊財產、商品、及物資、家屋及倉庫等の返還を命じ、有力な物質的基礎を與へた。以上の布告を経て一九二四年五月二十日「ソウエート」聯邦全土を施行區域とする消費組合令が公布せられた。此の布告に依れば「ソウエート」聯邦全土を施行區域とする消費組合令が公布せらを得る。又人民が消費組合に加入し又は脱退する事は任意である。組合は(一)農產物、手工業製品及工業製品を販賣し(二)委托の方法に依つて國民に國營工業及「コーゲーレーション」工業の製品を販賣し(三)牧場、農事試驗場及其他此に類似の企業を經營し(四)原料品の買付並に加工を行ひ(五)消費組合員並に當該地方の農民及勞動者の消費に應せん爲め、農產物手工業及工業製品を製造し(六)自組合員の生產品販賣並に組合員の產業に要する機械、道具及材

料の供給のため、賣買の仲介及委託取引を爲し（七）自組合員の生産品保管並に組合員に對して各種生産機具の一時的利用に供せん爲め、倉庫を開設し（八）定められた規程に準じ特別の金融課を設け金融業務を取扱ひ（九）所屬當該加盟共和國教育人民委員部監督の下に「コーベレーション」の理想及其使命の普及を圖る教育事業を行ふ事を得る事となり非常に廣大なる權限を附與せられた。

新經濟政策實施以來三箇年間に於ける消費組合の業績は左の各種統計に依り知り得る。

（一）組合發達狀況

年月日	消費組合數	賣店數	組合員數
一九一四年一月一日	一一、三六〇	一	約二,〇〇〇,〇〇〇
一九一二年一月一日	一五,〇七九	一九,六〇〇	一
一九二三年一月一日	一九,一一〇	二九,六八九	四,九三六,二五五
一九二四年一月一日	二二,〇七八	二七,六九〇	六,九〇七,四七六
一九二五年一月一日	二二,四八〇	三四,〇八八	七,四四一,〇四八

（二）消費組合資本金（單位百萬留）一九二四年十月一日現在

都市及勞働者の組合	國有資本	徵集資本	合計	内外商業運轉資金	中商業運轉資金
農村の組合	三九	一四八	一八七	一六五	一七
組合同盟	五六	八一	一三七	一〇九	二八
合計	八四	二一七	三〇一	二六九	五一

（三）物資販賣に依る總取引高（百萬留單位）

	一九二二年度	一九二三年度	一九二四年度	一九二五年度	一九二六年度
消費組合中央部を含む	一五三,九六七	一九四,四〇四	一二六,三〇	一一九,三二二	一一九,三二二
ツェントロソユーズ（勞働者州機關（州同盟及ツェントロソユーズ支部））	七六,〇三五	一九五,九六一	二五七,七	二五七,七	二五七,七
縣同盟及地方同盟	一六六,一三七	四五五,〇七〇	二八〇,〇	二八〇,〇	二八〇,〇
都市及勞働者の組合	二四八,〇五二	六四九,一四六	二六一,七	二六一,七	二六一,七
運輸部及運輸者の消費組合	四一,八一五	一一五,五九〇	二七六,四	二七六,四	二七六,四
最高軍人消費組合、軍管區消費組合、軍人消費組合	二八,〇〇〇	二一,五二六	七六,九	七六,九	七六,九
農村の組合	一三九,一四六	四〇九,一四五	二九四,〇	二九四,〇	二九四,〇
合計	八五八,一五二	二,〇五〇,八四二	二四二,九	二四二,九	二四二,九

## 第二款 内國商業補助機關

商業補助機關には左記の如きものがある。

### 一、商品取引所

商品取引所が商取引上占むる地位は非常に有力なものである。取引所には多少の差こそあれ國營、協同組合經營及私營の三種がある。そして商品取引所の取引は國營商業、協同組合商業及び私營商業並に個人商業の取引契約の重要な

るものである。取引所は第九回「ソウエート」大會の決議に基いて生れたものである。

此の決議の結果一九二一年末「モスコー」中央取引所が設立せられたが、此は國家及協同組合の取引機關であつて、發展途上に在る商業の要求を満じ得なかつたので、一九二二年八月二十三日付勞働國防院令に依り改造せられ、取引所は一般に公共機關と化するに至つた。取引所の委員は國營商工企業及其の聯合、協同組合及其の聯合（五級商業以上の營業税を納むるもの）及び私營商工企業（前記等級以上の營業税を納め且つ勞働國防院の特別決議に依り此の等級を低下し得るもの）である。

## 二、仲買商

取引所には其の取引契約仲介の爲めに、取引所仲買人が置かれて居る。此の外には如何なる個人的仲買人も取引所に於て許可せられない。取引所仲買人は取引所委員一人以上の紹介せる者より取引所委員會此を決定する。

## 三、相場委員會

一九二三年十月二十日付相場委員會に關する標準法律に依れば、相場委員會は地方商取引品の相場の確定に任ずるものである。其の組織は議長並に副議長（取引所委員會任命）取引所仲買人組合組合長並に其の代理及び取引所委員會の選舉せるものより成り、相場決定の方法は當日取引所の立會にて成立せる總ての契約、取引所にて登記せる總ての取引所外取引契約及び當日直接又は間接に取引所の立會に参加せる者の商品賣買高に基き契約條件を精査の上、委員會は當日に於ける當該商品の相場を決定する。此の相場は物價の標準たるに止り公式のものでない。

## 四、競賣部

一九二四年一月十五日附取引所大會事務局の規定に依り、取引所内に競賣部が設けられた。競賣部は取引所委員會委

員の直接監督下に於て、競賣に依り商品を販賣する事を目的とするもので、賣手は取引所委員又は取引所指定出入者に限られ、買手は自然人又は法人何れにても良い。

## 五、運輸及運賃問題審議局

一九二三年九月三日付取引所大會の規定に依り、取引所委員及指定出入者の商品運搬に對する援助を目的として設置せられたものである。

## 六、専問委員會

取引所に登記する契約商品及取引所にて相場を決定する契約商品の品質及品種に就て鑑定を行ふものである。

## 七、仲裁委員會

取引所登記済取引契約に就て發生する争議の仲裁に任ずる。

## 八、證券部及株式取引所

一九二二年十月二十日附人民委員會の決議に基き、證券及金融市場調節の目的を以て設置せられた。

## 九、定期市

定期市商業の發生は一九二一年秋からである。全露的定期市の復活は一九二二年二月七日の「イルビートスカヤ定期市」一九二二年八月十五日の「ニジエゴロツドスカヤ定期市」及其他等が相次いで開かれた。定期市に關する一般法規はないが、各定期市は勞働國防院の認可規則に基いて開市せられる。

「ニジエゴロツドスカヤ」定期市に關する規則に依れば、定期市に於ける商取引は國家、協同組合機關及其の經營企業並に個人及私商業聯合體に依り行はれる。定期市の直接管理機關は、

- 一、定期市委員會
- 二、定期市代表商人委員會  
であつて、定期市委員會の構成員は
- 一、議長及副議長（勞働國防院任命）
- 二、國家機關代表
- 三、定期市代表商人委員會の選出せる代表等である。

定期市委員會は一、定期市地區の整備及建築の施行並に定期市經濟の處理、二、定期市發展策の考究を其の任務とし商人代表委員會は一、定期市取引及定期市施設並に定期市商勢の發展を講ずる事を其の任務とする。

定期市事業一般の監督及指導は内國商業人民委員部之に任する。定期市は其の經濟的意義より見て、聯邦大各共和國大、州大、縣大、及地方大のものに分たれる。定期市は國家の中央及地方機關の發意に依つても、關係機關企業及個人の申請に依つても同じく開市せられる。

#### 一〇、商業會議所

東方諸國と「ソウエート」聯邦との經濟的接近を助長するを以て任とするものに露西亞東方商業會議所がある。西北州立商業會議所は西北州と國內及外國市場との商業關係を助長し、容易ならしめ、州内商取引の發達調整を助長し州内商工業の需要を明にするを以て任務として居る。

以上にて内國商業に於ける取引機關及補助機關概況の説明を終るが、外國貿易に就ては既に新經濟政策時代の部に於

て述べし所に盡きるが故に此處には之を省略する。

#### 参考書

- 一、"Промышленность, торговля и кооперация СССР 1925 г."
- 二、ソウエートロシアに於ける産業組合 日露協會
- 三、ソウエートロシアの勞働賃銀制度 "
- 四、Проф. В. Н. Данилов." Советское торговое право "

## 第五節 信 用

### 第一款 信用機關の復活

一九一七年十二月十四日の銀行國有令に依り私營銀行は國立銀行（後ち國民銀行と改稱）に併合せられた。斯くて一九一八年末に於て、勞農露西亞領域内には僅かに國民銀行及莫斯科國民銀行（後ち國民銀行協同組合課に編入）の二つを残すのみとなつた。其内社會主義的經濟の進行につれて、國民銀行も廢止せられて（一九二〇年一月十九日附法令）財務人民委員部中央豫算決算局に併合せられ、其の協同組合課は暫時財務人民委員部の協合組合課として存續した。

然るに新經濟政策の實施と共に信用機關の活動を必要とするに至つた。斯くして第一に設立せられたのが國立銀行（一九二一年十月十一日附法令）である。此に次いで一九二一年十二月十三日には消費組合銀行（一九二三年一月末全露協同組合銀行に改組）の開設が認可され、一九二二年七月には「ウクライナ」協同組合銀行が開設せられたが、此の後は

株式商業銀行が續々設立せらるゝに至つた。此等株式商業銀行の株式の大部分は國家の持分で左記の如くであつた。

- 一、東南銀行
  - 二、商工銀行
  - 三、極東銀行
  - 四、露國商業銀行（外資に基礎を置く）
- 一九二三年五月一日現在では、五つの自治共産團銀行があつた。即ち莫斯科市、ゴーメリスカヤ縣、ウオロゴロツドスキイ自治共産團、ニージエゴロツド市及ペトログラード市の夫れであつて、都市建設事業、共産經濟及地方商工業に對する金融を目的として居る。
- 以上の如く銀行は續々設置せられ又他の金融機關も此に次いで盛んに開設を見たので、最近に於ては左の如く多數の信用機關が存在するに至つた。

年 月	本 店 數	支 店 數
一九二〇	○	○
一九二一、一〇	一（國立銀行）	○
一九二二、一〇	一三	一二七（内一一六國立銀行）
一九二四、一〇	一七六	八六〇
一九二五、 四	二〇六	七七八

右の内には一般銀行の外に公設質屋に類するもの一切が含まれて居る。此等の銀行及金融機關（國立銀行と公設質屋

を除く）の總資本額は一九二五年四月一日現在にて一億九千一百萬留で此の中後に列舉する大銀行の資本金總額は一億三千萬留に達するから、他の金融機關の資本は至つて小なる事が判る。

「ソヴェート」信用機關は大體に於て銀行、相互金融組合及公設並に株式組織の質屋の三つに分ち得る。以下此等のものに付き概略の説明のみに止めたい。

## 第二款 銀 行

### 大銀行

「ソヴェート」聯邦の大銀行と目すべきものに左の如きものがある。

#### 一、「ソヴェート」聯邦商工銀行（莫斯科）

略稱プロムバンク（Промбанк）の爲め普通工業銀行と誤り傳へて居るが、本稱は商工銀行である。營業方面は殆ど農工商總てに及び全國第二位の大銀行であつて、一九二五年五月一日現在の資本金約五千五百八十萬留、バランス約三億九千九十九萬留。

#### 二、「ソヴェート」聯邦中央農業銀行（莫斯科）

本行營業の目的は、主として地方農業並に農村工藝の開發援助に在る。一九二五年四月一日現在資本金約三千八百萬留、バランス一億留。

#### 三、「ソヴェート」聯邦外國貿易銀行（莫斯科）

外國貿易専門の金融機關である。一九二五年四月一日現在資本金約二千八百万留、バランス約一億八百萬留。

#### 四、全露協同組合銀行（莫斯科）

本行は協同組合を支援發達せしむる事を第一の目的として居る。取引先は都市及村落生産組合或は購買組合より個人企業に迄及んで來た。支店約五十、一九一五年四月一日現在資本金約一千四百七十萬留バ、ランス約一億一千七百萬留。

#### 五、電業株式會社（莫斯科）

本行は「レー寧」の電化事業の一具現であつて、電氣電力關係一切の事業に投資し、此が開發を促進せしむるに在るが、又一般銀行業務も執つて居る。一九二五年六月一日現在資本金約七百六十萬留、バランス約三千萬留。

#### 六、中央亞細亞商業銀行（タシュケント）

本行は「トルケスタン」共和國內の產業復興開發機關として設置せられたものである。一九二五年四月一日現在資本金（積立金を含む）約七百三十萬留、バランス約二千五百八十萬留。

#### 七、「ウクライナ」協同組合銀行（ハリコフ）

本行は「ウクライナ」農村經營振興の爲め設置せられたもので、「ウクライナ」共和國中央金庫を兼ね盛況を見せて居る。一九二五年六月一日現在資本金（積立金）約三百三十萬留、バランス約二千五百萬留。

#### 八、中央亞細亞農業銀行（タシュケント）

此の銀行は「トルケスタン」地方の產業發達を助成する目的を以て設立せられたものである。一九二三年一月一日現在資本金約三百萬留、バランス約九百八十萬留。

九、烏拉爾州農業銀行（スラルドウスク）（筆者曰、スヴェルドロフスクの誤ならんか）此の銀行は烏拉爾州の農業開發に當つて居る。一九二五年四月一日現在資本金（積立金）約三百二十萬留、バランス約一千七百萬留。

#### 一〇、極東銀行（ハバロフスク）

本銀行は一九二二年三月七日極東共和國の設立（在智多市）に係り資本金二百萬留（額面五十留）の株式會社で、五%を政府が持ち、殘餘を消費組合其他の御用商人が受持つたものである。其後哈爾濱、「ラゴウェーシチエンスク」、「ハバロフスク」等に支店を開設して居る。同銀行は極東共和國が「ソウエート」聯邦に合併せられてからは株式會社極東銀行と稱する國家の銀行となつた。本店は現在「ハバロフスク」に移されて居る。

#### 一一、「ロストフ、ナ、ドン」東南商業銀行（ロストフ、ナ、ドン）

本行は主として「ロストフ、ナ、ドン」地方產出穀物、果實の取引を援けて居る。一九二五年四月一日現在資本金（積立金）約百萬留、バランス約一千五百九十萬留。

#### 一二、蒙古商工銀行（庫倫）

本行は表面上「ソウエート」銀行法に依る露蒙合辦銀行として生れ、殆ど「ソウエート」側の御用銀行であつたが、其の後次第に此の傾向も薄らぎ貿易仲介上の機能を發揮して居ると言ふ。一九二五年四月一日現在拂込資本金約八十七萬留、バランス約三百萬留。

#### 一三、韃靼銀行（カザン）

本行は「タタール」及「バシキール」各共和國の中央銀行として生れたもので限られた企業に對し若干の商工資金を融通して居るに過ぎない。一九二五年四月一日現在資本金（積立金）約三十萬留、バランス約百六十萬留。

#### 一四、獨乙「ウォルガ」自治州農業金融銀行（マルクシタツ）

本行は「ウォルガ」河中流河畔獨乙自治州の農村振興機關である。一九二五年五月一日現在資本金約三十三萬留、バランス約三百四十二萬留。

## 市民銀行及自治共產團銀行

帝制時代に於ける市町村等の自治體の機關銀行兼普通銀行の例に倣ひ此と同様の機能を有する市民銀行又は自治共產團銀行が設立せられて居る。

## 一、共產經濟住宅建築中央銀行（莫斯科）

本行は市町村の文化施設萬般に亘つて投資する目的として居る。

## 二、莫斯科自治共產團銀行（莫斯科）

莫斯科市及其の近郊の普通銀行と言ふべきものである。一九二五年五月一日現在資本金約一千三百七十四萬留、バランス約一千七百十八萬留。

## 三、「レニン格ラード」自治共產團銀行（レニン格ラード）

莫斯科の夫と同様の銀行である。一九二五年四月一日現在資本金約三百十三萬留、バランス約九百五萬留。

## 四、「ニージエゴロツド」市民銀行（ニージエゴロツド）

本行は市行政機關の金庫を兼ね主力を地方社會事業開發並に商工業の擴張に注いで居る。一九二五年六月一日現在資本金（積立金）約百二十八萬留、バランス約九百五萬留。

以上の外同種の銀行にして小なるものに左の如きがある。

行 名	資 本 金	バ ラ ン ス	一九二五年現在
一、ゴーメリ縣勞動工業 協同組合市制金融銀行	一〇〇七・六四九留八五	五、二七〇・三一七留五〇	(六月一日)
二、アルハンケリスク市銀行	五三一・二三八留〇五	三、一五四・五六八・七五	(五月一日)
三、トウトラ市銀行	三三四・七二一・〇〇	二、八八〇・八一四・三一	(四月一日)
四、ロストフ・ナ・ドン市銀行	三〇、〇〇〦・〇〇	三、二三五・二八七・二〇	(五月一日)
五、トウエーリ市銀行	二〇〇、〇〇〦・〇〇	一、二四四・〇五五・五八	(同上)
六、オレンブルク市銀行	一三八・九五五・六〇	一、一三九・六七〇・八五	(同上)
七、サマラ市銀行	一三五・四七九・二五	一、二五一・三二一・三五	(四月一日)
八、ザロゴド市共濟國銀行	一〇〇、〇〇〦・〇〇	九三七・七六〇・六四	(同上)
九、ハリコフ市銀行	不詳	一五三・四四二・五四	(四月一日)
一〇、ベンザ市銀行	五二・九九五・一八	(以上略)	

## 第三款・相互金融組合

革命後始めて相互金融組合の復活したのは、一九二三年一月六日「レニン格ラード」の第一金融組合であつた。此に次いで各種金融組合が各地に續出し、一九二五年四月一日現在にて既設營業中のもの九五、此の拂込資本總額四十四萬三千九百三十八チエルウォーネツツ留、預金總額五十一萬七千チエルウォーネツツ留、貸出百三十四萬九千チエルウォーネツツ留、バランス三百七十萬チエルウォーネツツ留に達して居ると云ふ。

信用組合の加入員は五十人以上とし組合の聯合は三個以上より成立するを要する。組合は預金、貸付、擔保業務の外仲介及委託業に從事し得る。資本金十萬留以上の組合を舉ぐれば左の通りである。

## 組合名

資本金

バランス

## 第六章 經濟機關

二〇九

ノウガニコラエフスク	四、三〇七、七二二留九二	一九、一五三、六九三留〇八	(一九二五年)
西比利農業金融組合	二、三一、四七六・四三	二三、七四二、六四四・〇一	(同月一日現在)
コーカサス農業金融組合	二、〇五三、三二八・二七	八、一九〇、一六七・一三	(五月一日現在)
西比利地方農業組合	一、四九八、四二八・一九	七、四六一、四二八・五一	(一九二四年)
モスコー地方農業組合	一、〇四六、一〇七・六七	六、四三九、一四九・一四	(一九二五年)
キルギス農業組合	一、〇三一、一二〇・〇〇	七、八〇四、三四二・六九	(四月一日現在)
モスコー割引相互組合			(六月一日現在)
モスコー商工相互組合、ウヤツトカ農業組合、ニジエゴロツド縣農業組合、ベンザ農業組合、モスコー市相互組合、北ドウキナ農業組合、ケリヤンスキイ農業金融組合、カルガ縣農業組合、ブリヤート蒙古農業組合、第一モスコー相互組合、レニンカラード商工相互組合、カザン相互組合、チエフシユ農業組合、レニンカラード第一相互組合、レニンカラード借家工業相互組合			

## 第四款 質屋

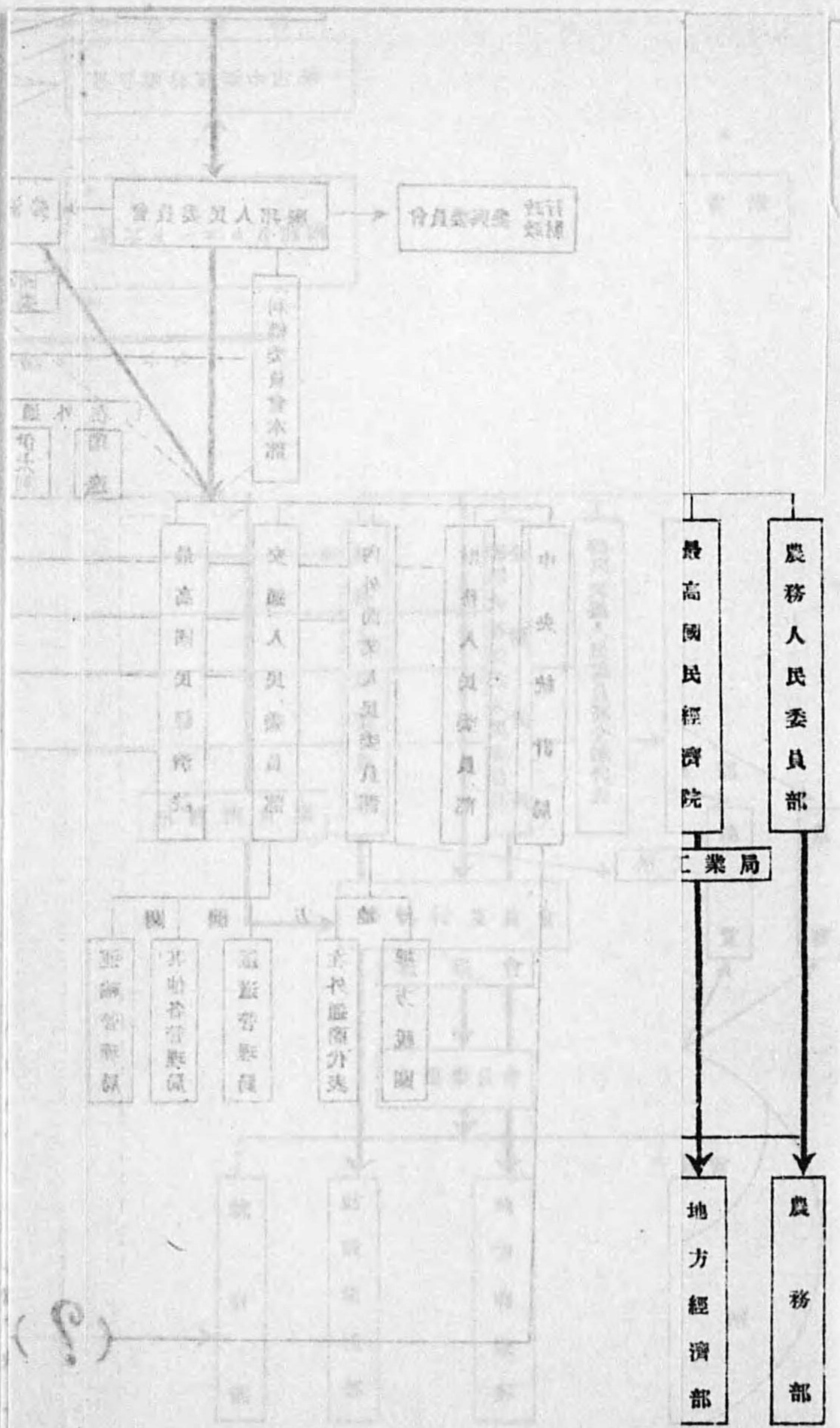
商工業の爲め特殊の意義を有せざる金融機關の一として質屋がある。質屋は共產經濟縣支部内に組織し其の規定は財務人民委員部及内務人民委員部と協議の上認可される。尙ほ兩人民委員部協定の上個人資本を加入せる合辦の質屋も設立し得る事となつて居る。監督官廳は財務人民委員部である。質屋は全國に約六七十存在すると言はれて居るが大部分は小規模のものであるらしい。代表的の質屋として左記の如きものがある。

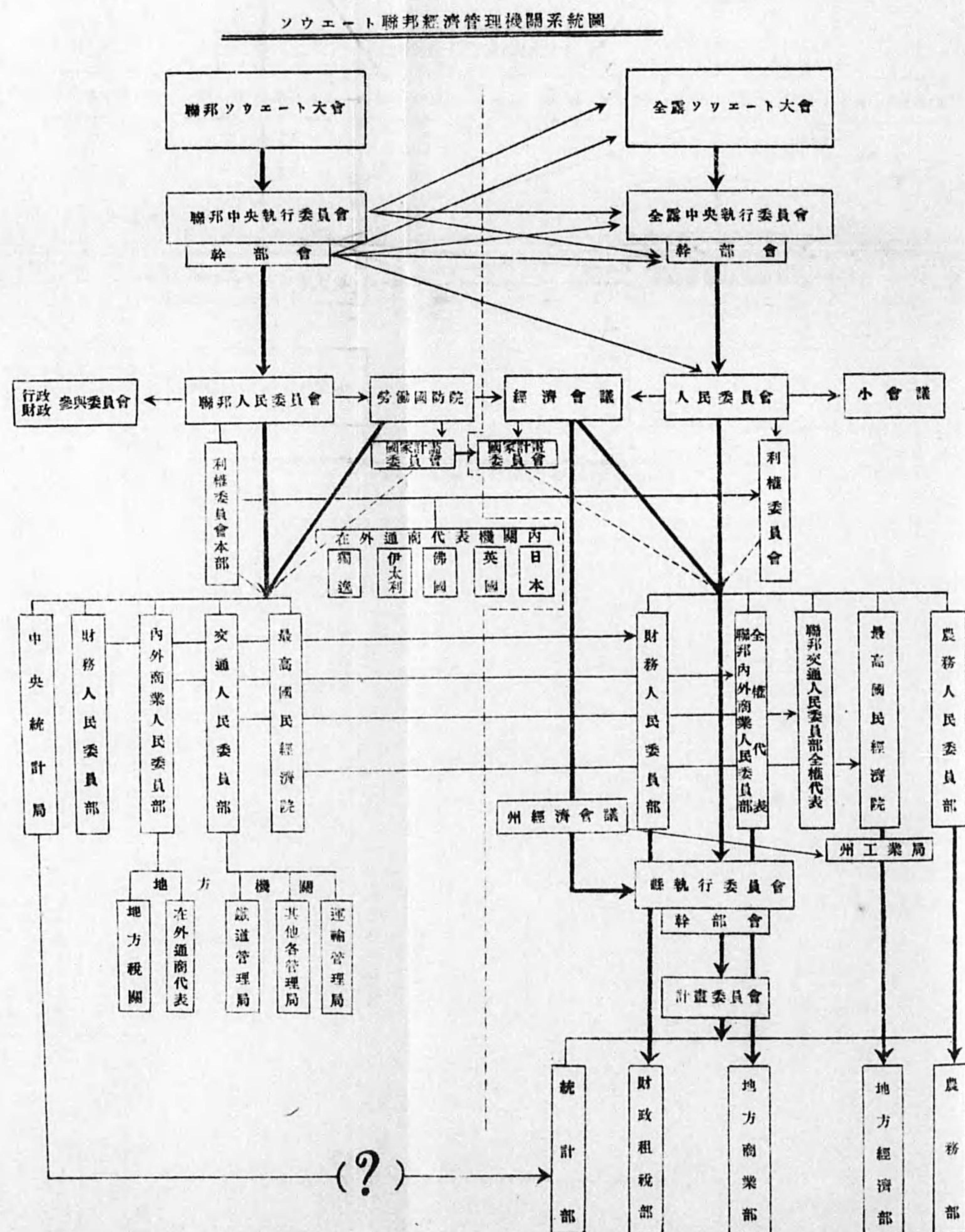
名 称	資 本 金	バ ラ ン ス	(一九二五年 在)
莫斯科市營質屋	五三〇、〇〇一留七五	一、八七四、六一〇留七七	(四月一日)

レーニンカラード市營質屋	五三九、八八六・三一	八七〇、七一四・七〇	(五月一日)
ロストフナドン公設質屋	一三九、九九一・五七	二七九、三五六・九一	(六月一日)
アルハンゲリスク公設質屋	五〇、〇〇〇・〇〇	一二二、〇七二・三〇	(三月一日)

### 参考書

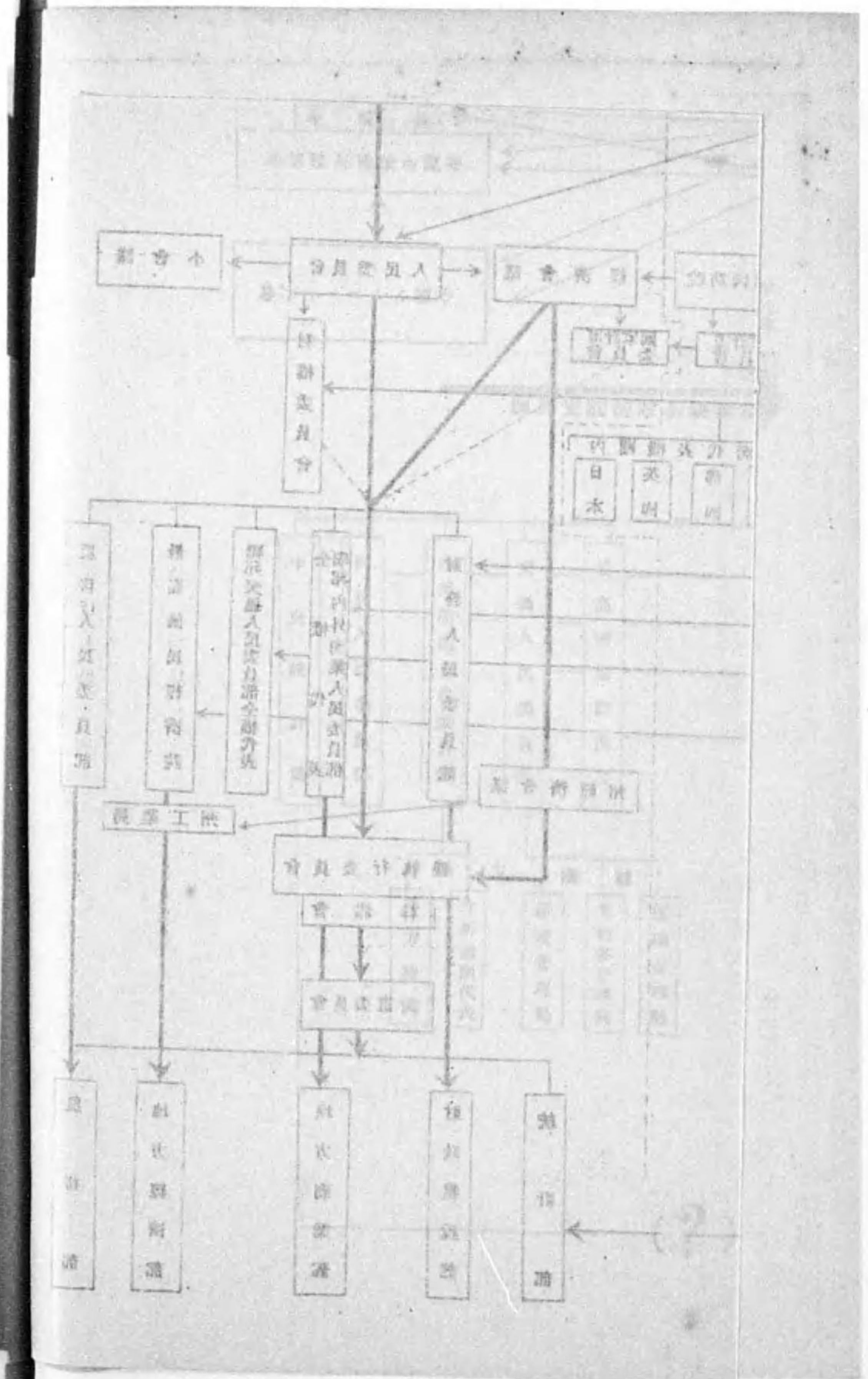
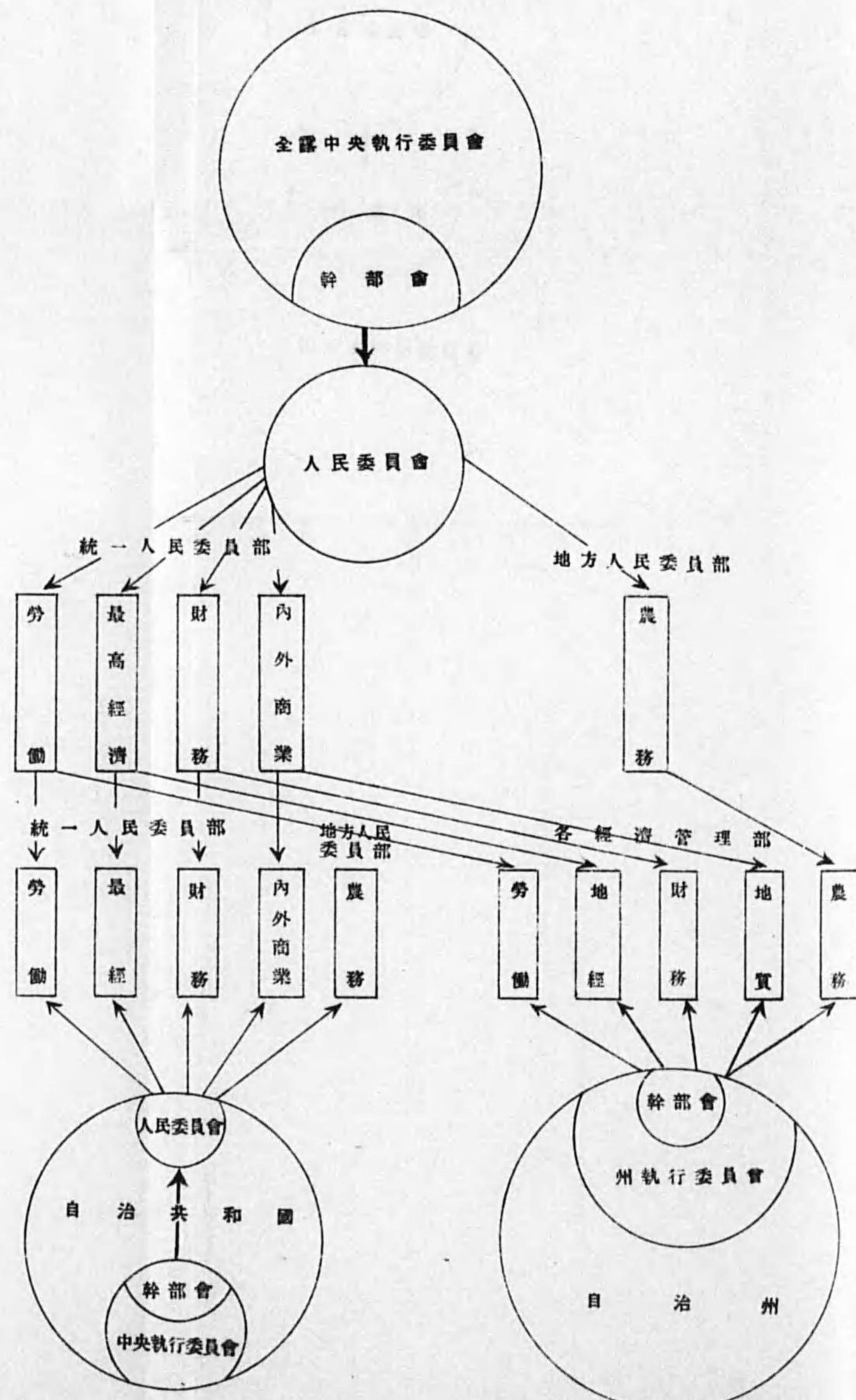
- 一、最近に於ける勞農露國金融機關の概況 横濱正金銀行調査課  
(本稿は殆ど右資料を拜借した。記して感謝の意を表する)
- 二、露國に於ける私營事業及私有財產權 滿鐵調査課



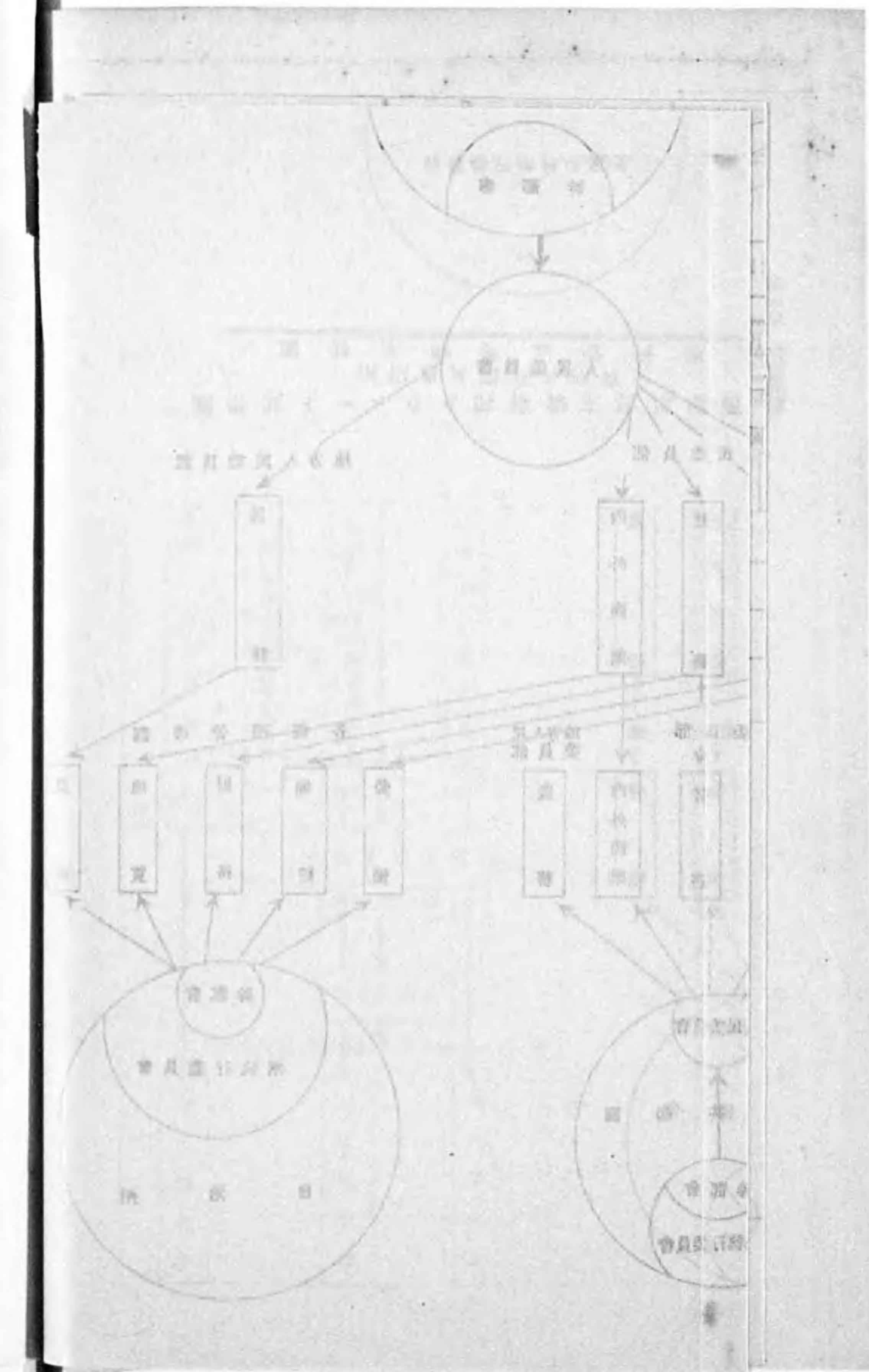
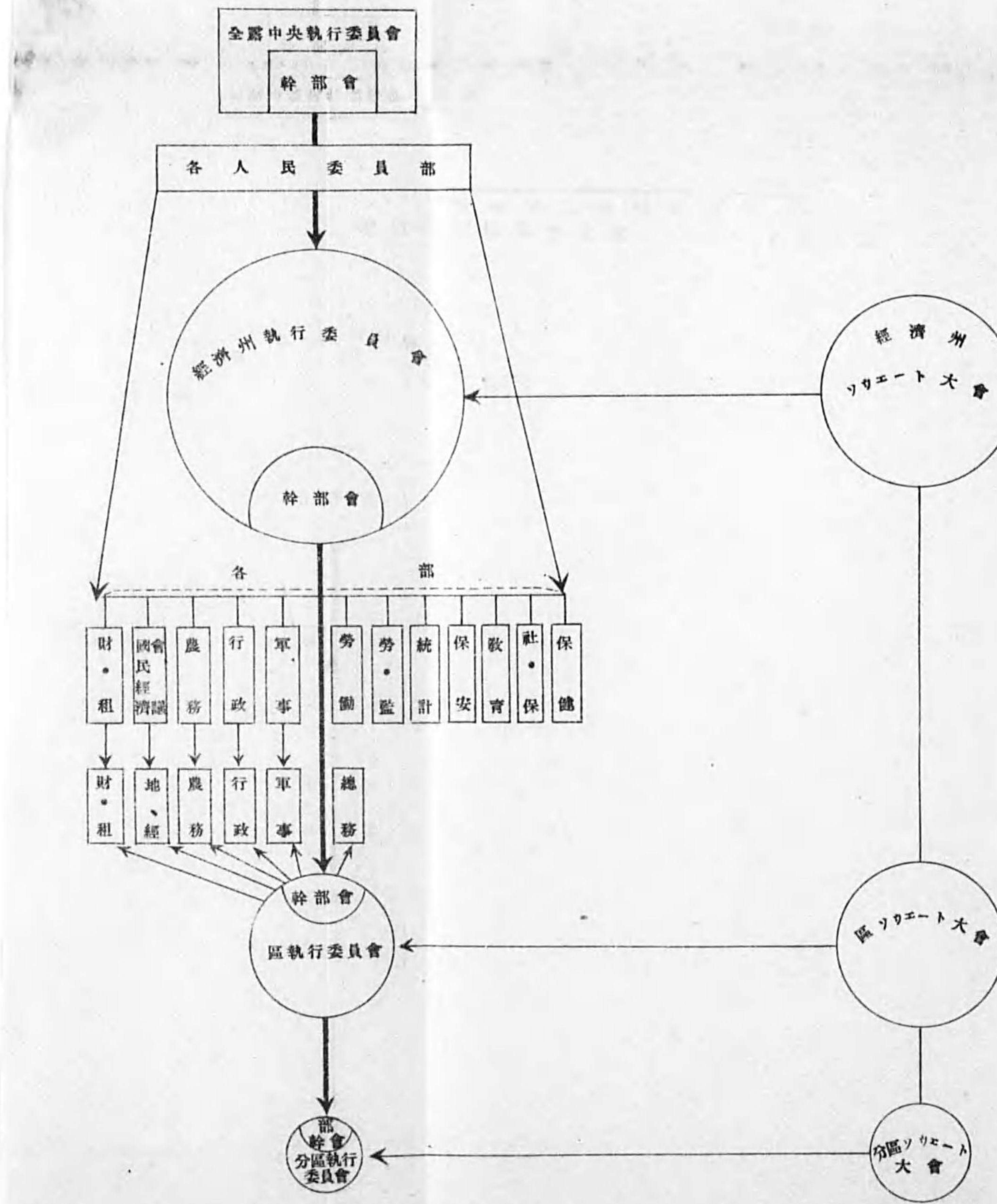


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5

露西亞社會主義聯邦ソウエート共和国  
自治共和国及自治州  
經濟管理機關系統圖



露西亞社會主義聯邦ソウエート共和國  
經濟州行政組織圖表



發行所

南滿洲鐵道株式會社  
大連市大山通六十三番地

印刷所

小林又七支店

發編  
行輯人兼  
印刷人 太田弘治郎  
三

南滿洲鐵道株式會社庶務部調查課

大連市大山通六十三番地

昭和二年七月二十二日印刷  
昭和二年七月二十五日發行

終